

通訳人募集

～法廷通訳やってみませんか？～

国際交流の活発化や外国人労働者の増加も背景となり、日本語の分からない外国人が日本の裁判に関わることが少なくありません。

そこで、裁判所では、法廷での発言を通訳する通訳人を広く求めています。

～法廷通訳とは～

- ◆ 日本語の分からない外国人が裁判手続の当事者や証人となった場合に、裁判所から通訳人に選任されて、法廷での発言を通訳します。
- ◆ 通訳人は、外国人の当事者の権利を保障し、適正な裁判を実現する上で非常に重要な役割を担っています。
- ◆ 実際に通訳を行った場合は、通訳料や交通費等が支払われます。
- ◆ 裁判所主催の研修を通じて、裁判手続に関する理解を深め、通訳能力の向上を図ることができます。

～法廷通訳を経験した方の声～



他の仕事や家庭との両立が可能で、柔軟な働き方ができる。

裁判を通じて視野が広がる。やりがいがあり、達成感を感じることができる。



～通訳人候補者となるには～

裁判所では、通訳人を選任するため、「通訳人候補者名簿」を作成しています。登録までの流れは次のとおりです。

① 裁判所へ連絡

裁判所の職員に「法廷通訳をしてみたい」旨を伝えてください。

② 法廷傍聴

実際に通訳人が通訳をしている裁判を傍聴します。

裁判の日時は職員にご確認ください。

③ 面接

裁判所で面接を行い、通訳能力等を確認します。

④ 導入説明

通訳人としての適性を備えていると認められた方には、裁判手続の流れや法律用語、通訳を行うにあたっての注意事項などについて説明します。



裁判所の「通訳人候補者名簿」に登録

～名簿登録後は～

裁判所書記官から、法廷通訳を依頼する連絡があります。

法廷通訳の経験等に応じて、裁判所主催の研修も行っています。

※ 通訳が必要な事件が生じた場合に依頼をしますので、名簿登録後すぐに通訳の依頼があるとは限りません。

～茨城県にお住まいの方で、 法廷での通訳に御協力いただける方へ～

水戸地方裁判所では、主に外国人刑事事件の法廷における発言を
通訳していただく通訳人を求めています。

特に、以下の言語の通訳人候補者が不足しており、これらの言語を中心
に通訳人候補者の確保に努めているところです。

- ◆ インドネシア語
- ◆ カンボジア語
- ◆ シンハラ語
- ◆ タイ語
- ◆ フィリピン（タガログ）語
- ◆ ベトナム語
- ◆ ラオス語

茨城県にお住まいの方で、法廷通訳を試みようという意欲のある
方又は御協力をいただける方は、水戸地方裁判所へ御連絡くだ
さい。

水戸地方裁判所（刑事訟廷事務室）

〒310-0062

水戸市大町1丁目1番38号

受付時間：平日8時30分～17時

TEL: 029-224-8237

法廷通訳に興味をお持ちの方向けのパンフレット「**ごぞんじですか
法廷通訳－あなたも法廷通訳を－**」を準備しています。
裁判所へお問い合わせいただくか、裁判所ホームページ
(<https://www.courts.jp/>) をご確認ください。